

第150期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

連結注記表

個別注記表

第150期（2017年4月1日～2018年3月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

コンテナ船セグメント	コンテナ船事業、物流事業
不定期専用船セグメント	ドライバルク事業、自動車船事業、エネルギー資源輸送事業、近海・内航事業
海洋資源開発及び重量物船セグメント	海洋資源開発事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

(注) 前連結会計年度において主要な事業内容としていた重量物船事業については、SAL Heavy Lift GmbHの全出資持分を譲渡したことに伴い、主要な事業内容から除外しています。

主要な借入先 (2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高 百万円
株式会社みずほ銀行	110,316
三井住友信託銀行株式会社	81,705
株式会社日本政策投資銀行	65,615
株式会社三菱東京UFJ銀行	36,482
株式会社三菱UFJ信託銀行	30,418

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しました。

会社の新株予約権等に関する事項

2018年3月31日時点における転換社債型新株予約権付社債の残高は以下のとおりです。

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	50,000百万円
合 計	50,000百万円

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	154百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社のうち INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.、"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、K LINE OFFSHORE AS、"K" LINE PTE LTDの計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

(3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
- ② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。

- －船舶事故（海洋汚染含む）
- －大災害
- －コンプライアンス上の問題
- －その他の経営上のリスク

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月1回以上開催しています。
なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。
取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。
- ① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営懇談会」を年2回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。
- ② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしています。
- ③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。
- ④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。
また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査役を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

- (7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。
- (8) 当社の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。
- (9) 当社の取締役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役・執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を年2回開催し、情報の共有に努めています。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。
- (12) その他、当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取り組みの状況

「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取り組みとして、以下を実施しました。

- ① 2017年1月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスポリシー（以下、グローバルポリシー）」は、公正な競争を促すために年々厳しくなっていく各国の法規制に対応し、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのものですが、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役職員の日常業務の行動指針となるよう取り組みました。
- ② 国内外の競争法コンプライアンスに関して、役職員に対しては、独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組みました。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しました。同業他社との接触についても、接触の性質に応じて事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しました。
- ③ 2017年1月に制定したグローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）は、贈収賄防止のために実効性のあるグループコンプライアンス体制の強化の一環ですが、これに基づき、当社は、腐敗のない海運業界を目指し取り組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network（MACN）のメンバーとして、反腐敗・贈収賄防止の取り組みを強化しました。
- ④ 社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しました。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しました。
- ⑤ コンプライアンス月間と位置づけている11月に、当社及びグループ会社役職員にコンプライアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信し、外部講師を招いてのコンプライアンスセミナーを開催しました。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しました。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、配信しました。

- (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取り組みの状況
危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2017年10月に実施しました。
- (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取り組みの状況
取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、14回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。
また、経営会議は取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席し、43回開催しました。新規案件検討時の取り組み方針や留意すべき事項を確認し、社長執行役員等が重要事項の決定に資するよう協議しました。
- (4) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取り組みの状況
当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。
- ①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、グループ会社との間で情報交換を行うべく、グループ経営懇談会を2回開催しました。
 - ②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しました。
 - ③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けました。
- (5) 当社の取締役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取り組みの状況
当社の取締役・執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、「グループ会社監査役連絡会」を2回開催し、情報の共有に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	60,334	55,753	△1,084	190,461
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,384		10,384
自己株式の取得				△1,301	△1,301
自己株式の処分		△0		0	0
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う 自己株式の増減				1	1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		173			173
土地再評価差額金の取崩			78		78
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動			890		890
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	173	11,353	△1,299	10,226
当 期 末 残 高	75,457	60,507	67,107	△2,383	200,688

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,849	10,189	6,263	6,555	△2,835	29,022	25,997	245,482
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								10,384
自己株式の取得								△1,301
自己株式の処分								0
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う 自己株式の増減								1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								173
土地再評価差額金の取崩								78
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動								890
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△279	△2,421	△78	△10,094	173	△12,700	85	△12,614
当期変動額合計	△279	△2,421	△78	△10,094	173	△12,700	85	△2,388
当 期 末 残 高	8,570	7,768	6,184	△3,539	△2,661	16,321	26,083	243,094

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	剰余金			利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		そ の 他 任 務 記 帳 積 立 金	利 益 別 途 積 立 金	剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	453	60,552	△151,401	△87,856	△1,034	46,869
当 期 変 動 額										
圧縮記帳積立金の取崩					△72		72	-		-
当 期 純 利 益							29,581	29,581		29,581
自己株式の取得									△1,301	△1,301
自己株式の処分							△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩							225	225		225
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△72	-	29,879	29,806	△1,300	28,505
当 期 末 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	380	60,552	△121,522	△58,049	△2,335	75,375

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	7,048		10,893	3,810	21,751	68,621
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の取崩						-
当 期 純 利 益						29,581
自己株式の取得						△1,301
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						225
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△619		△15	△225	△860	△860
当 期 変 動 額 合 計	△619		△15	△225	△860	27,644
当 期 末 残 高	6,428		10,877	3,585	20,891	96,266

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 294社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点より(株)オフショア・オペレーションを含む合計4社を連結の範囲に含めました。

また、合併、出資持分譲渡及び清算により合計22社を連結の範囲から除外し、株式の売却により1社を連結子会社から持分法適用会社へ変更しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄(株)があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 38社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は17社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は21社で、主要な会社として(株)リンコーコーポレーションがあります。

当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点よりOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.を含む合計8社を持分法適用の範囲に含めました。

また、株式の売却により1社を持分法の範囲から除外し、1社を連結子会社から持分法適用会社へ変更しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社(千葉港栄(株)他)及び関連会社(防災特殊曳船(株)他)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は11社あり、これらのうち5社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社6社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- | | |
|-----------|--|
| 満期保有目的の債券 | : 償却原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | : 主として移動平均法に基づく原価法 |
| ②たな卸資産 | : 主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|------------|---|
| 船舶 | : 定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。 |
| その他の有形固定資産 | : 主として定率法
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

- : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

- | | |
|----------------------------|---|
| 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | : 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。 |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

- : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

②賞与引当金

- : 従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- ③役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に充てるため、一部の連結子会社で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
 - ④役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
 - ⑥独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
 - ⑦事業再編関連損失引当金 : 事業の再編等に伴う損失に充てるため、損失見込額を算定し計上しています。
 - ⑧関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
 - ⑨株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により費用処理しています。
- (5) 海運業収益及び海運業費用の計上方法
航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。
- (7) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

- (8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
- (9) 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。
- (10) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。
- (11) のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却を行っています。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、別掲していた「資金調達費用」（前連結会計年度1,887百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他営業外費用」に含めて表示しています。
- (2) 前連結会計年度において、別掲していた「固定資産売却損」（前連結会計年度8,416百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。
- (3) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「独占禁止法関連損失」（前連結会計年度36百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲していません。

会計上の見積りの変更に関する注記

(独占禁止法関連損失引当金について)

当社は、独占禁止法関連損失引当金の一部について、前連結会計年度においては、米国民事クラスアクションにおける米連邦裁判所の承認を条件とした一部和解を前提に計上していましたが、当連結会計年度に米連邦裁判所による却下判決が確定したことから、改めて当該判決に基づいて合理的に算定しています。これにより、当連結会計年度において、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ3,551百万円増加しています。

(事業再編関連損失引当金について)

当社グループは、コンテナ船事業の統合に伴う組織再編等に関連する一時費用及び備船契約に関連する損失に備えるため、当該費用及び損失の発生額を見積もって事業再編関連損失引当金を計上していましたが、事業再編計画の進捗等による新たな情報の入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったため、会計上の見積りの変更を行いました。これに伴い、当連結会計年度において、従前の見積額と今回の見積額との差額を海運業費用及びその他の営業費用から控除しました。これにより、当連結会計年度において、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,456百万円増加しています。

追加情報

(定期コンテナ船事業統合に関わる新会社設立について)

当社は、株式会社商船三井（以下「商船三井」）及び日本郵船株式会社（以下「日本郵船」）と、2016年10月31日に締結した定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約に基づき、新会社を設立しました。

新会社による定期コンテナ船事業のサービスを2018年4月1日より開始しています。

新会社の概要

1. 持株会社

商号	オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社
資本金	50百万円
出資比率	当社 31%、商船三井 31%、日本郵船 38%
所在地	東京
設立日	2017年7月7日

2. 事業運営会社

商号	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.
資本金	USD 800,000,000
出資比率	当社 31%、商船三井 31%、日本郵船 38%（間接出資を含む）
所在地	SINGAPORE
設立日	2017年7月7日

(業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」について)

当社は、2016年6月24日開催の第148期定時株主総会決議に基づき、取締役（業務執行取締役に限る。）及び執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しました。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役会が定める役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付します。取締役等に対し交付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来交付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しています。

(2) 会計処理

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じています。

(3) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,298百万円及び448,100株です。

なお、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しています。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

米国において2017年12月22日に、2018年1月1日以降の連邦法人税率を35%から21%に引き下げることを柱とする税制改革法が成立しました。これに伴い、当社の米国に所在する連結子会社における当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は、改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算しています。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が35百万円、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が1,659百万円、退職給付に係る調整累計額が14百万円及び法人税等調整額が1,637百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が0百万円増加しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類	
船舶	290,030百万円
建物及び構築物	1,887百万円
土地	1,688百万円
投資有価証券	16,616百万円
その他	538百万円
合計	310,761百万円

上記投資有価証券16,616百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

また、上記船舶290,030百万円のうち3,262百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分	
短期借入金	28,338百万円
長期借入金	195,745百万円
合計	224,084百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	395,051百万円
----------------	------------

3. 偶発債務

保証債務等	19,780百万円
(保証債務等には保証予約が含まれています。)	
追加出資義務等	2,839百万円

4. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、もしくは同条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）	△2,628百万円

5. その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっており、2018年2月には欧州委員会から制裁金3,910万ユーロを支払うことを内容とする決定を受けました。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数
普通株式 93,938,229株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数（権利行使期間が到来していないものを除く。）
普通株式 16,361,256株

(注) 当社は、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。
船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。
デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。
2. 金融商品の時価等に関する事項
2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	200,606	200,606	－
(2) 受取手形及び営業未収金	89,218	89,218	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	4	4	0
②その他有価証券	26,146	26,146	－
③関係会社株式	3,959	1,184	△2,775
(4) 支払手形及び営業未払金	(90,369)	(90,369)	－
(5) 短期借入金	(41,783)	(41,818)	△35
(6) 社債	(11,809)	(11,793)	15
(7) 長期借入金	(419,935)	(420,330)	△395
(8) デリバティブ取引	(2,007)	(2,117)	△110

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(8)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

(注1)

- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)支払手形及び営業未払金、(5)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「(5)短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(7)長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。
- (3)有価証券及び投資有価証券
債券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。株式の時価については、取引所の価格によっています。
- (6)社債
社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。
- (7)長期借入金
長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。
- (8)デリバティブ取引
デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっています。

(注2)

非上場株式（連結貸借対照表計上額77,435百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,326円65銭
1 株当たり当期純利益	111円13銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	243,094百万円
普通株式に係る純資産額	217,010百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	666千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益	10,384百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	10,384百万円
普通株式の期中平均株式数	93,444千株

(注) 当社は、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、期末発行済株式数、期末自己株式数及び期中平均株式数を算定しています。また、第2四半期連結会計期間より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を、期末自己株式数及び期中平均株式数の算定上控除する自己株式に含めています。

重要な後発事象に関する注記

(持分法適用会社への追加出資)

当社は、2018年4月2日に持分法適用会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.へ当初予定していたとおり追加出資をいたしました。

1. 追加出資する持分法適用会社の概要

商号 : OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.
資本金 : (追加出資前) USD 800,000,000
(追加出資後) USD 3,000,000,000
出資比率 : 当社 31%、株式会社商船三井 31%、
日本郵船株式会社 38% (間接出資を含む)
なお、追加出資前後において出資比率に変動はありません。
所在地 : SINGAPORE
設立日 : 2017年7月7日

2. 追加出資の概要

(1) 追加出資金額 USD 2,200,000,000
(2) 追加出資後資本金 USD 3,000,000,000
(3) 追加出資実行日 2018年4月2日

当社は、2018年4月2日に当社子会社であるケイラインネクストセンチュリー合同会社(以下[KNC社])が優先社員持分に係る出資の受入れにより調達した500億円を、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.への出資のためにKNC社より借入れています。なお、KNC社は、2018年2月28日に設立された当社子会社であり、2018年4月2日の優先社員持分に係る出資の受入れに伴い、当社の特定子会社となっています。

3. 優先社員持分に係る出資を受入れた会社の概要

(1) 会社の概要

名称 : ケイラインネクストセンチュリー合同会社
設立の目的・事業の内容 : 優先社員持分に係る出資の受入れ及び当社への貸付
資本金 : 10万円

(2) 出資の金額及び持分比率

普通出資 : 10万円 持分比率 当社 100%
優先出資 : 500億円 持分比率 当社以外 100% 議決権なし

(3) 優先社員持分に係る出資の概要

受入会社 : ケイラインネクストセンチュリー合同会社
受入総額 : 500億円
受入年月日 : 2018年4月2日
配当概要 : 累積型・固定配当
償還期限 : 2023年4月2日

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

: 移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的の債券

: 償却原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

: 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

: 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

: 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①船舶

: 定額法

②その他の有形固定資産

: 定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
- (2) 賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数値計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
- (4) 特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- (5) 独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (6) 事業再編関連損失引当金 : 事業の再編等に伴う損失に充てるため、損失見込額を算定し計上しています。
- (7) 関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
- (8) 株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。
7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
8. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
9. 消費税等の会計処理
税抜方式によっています。
10. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度に別掲していた「ソフトウェア仮勘定」（前事業年度177百万円）は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他無形固定資産」に含めて表示していません。

(損益計算書)

前事業年度に別掲していた「貸倒引当金繰入額」（前事業年度15,526百万円）は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。

会計上の見積りの変更に関する注記

(独占禁止法関連損失引当金について)

当社は、独占禁止法関連損失引当金の一部について、前事業年度においては、米国民事クラスアクションにおける米連邦裁判所の承認を条件とした一部和解を前提に計上していましたが、当事業年度に米連邦裁判所による却下判決が確定したことから、改めて当該判決に基づいて合理的に算定しています。これにより、当事業年度において、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ3,551百万円増加しています。

(事業再編関連損失引当金について)

当社は、コンテナ船事業の統合に伴う組織再編等に関連する一時費用及び備船契約に関連する損失に備えるため、当該費用及び損失の発生額を見積もって事業再編関連損失引当金を計上していましたが、事業再編計画の進捗等による新たな情報の入手に伴い、より精緻な見積りが可能となったため、会計上の見積りの変更を行いました。これに伴い、当事業年度において、従前の見積額と今回の見積額との差額をその他海運業費用から控除しました。これにより、当事業年度において海運業利益、営業総利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ3,494百万円増加し、営業損失が3,494百万円減少しています。

追加情報

(定期コンテナ船事業統合に関わる新会社設立について)

当社は、株式会社商船三井（以下「商船三井」）及び日本郵船株式会社（以下「日本郵船」）と、2016年10月31日に締結した定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約に基づき、新会社を設立しました。

新会社による定期コンテナ船事業のサービスを2018年4月1日より開始しています。

新会社の概要

1. 持株会社

商号	オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社
資本金	50百万円
出資比率	当社 31%、商船三井 31%、日本郵船 38%
所在地	東京
設立日	2017年7月7日

2. 事業運営会社

商号	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.
資本金	USD 800,000,000
出資比率	当社 31%、商船三井 31%、日本郵船 38%（間接出資を含む）
所在地	SINGAPORE
設立日	2017年7月7日

(業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」について)

当社は、2016年6月24日開催の第148期定時株主総会決議に基づき、取締役（業務執行取締役に限る。）及び執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しました。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役会が定める役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の交付に代えて、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付します。取締役等に対し交付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来交付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しています。

(2) 会計処理

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じています。

(3) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,298百万円及び448,100株です。

なお、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	23,460百万円
投資有価証券	5,582百万円
関係会社株式	16,946百万円
合計	45,989百万円

上記投資有価証券5,582百万円及び関係会社株式16,946百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

また、上記船舶23,460百万円のうち3,262百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	1,972百万円
長期借入金	13,820百万円
合計	15,793百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	99,792百万円
----------------	-----------

3. 偶発債務

保証債務等	161,991百万円
-------	------------

(保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額253百万円を控除して記載しています。)

追加出資義務等	8,210百万円
---------	----------

上記保証債務等161,991百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期用船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、116,557百万円です。

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	△635百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	35,284百万円
長期金銭債権	89,499百万円
短期金銭債務	32,159百万円
長期金銭債務	1,724百万円

6. その他

当社は、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっており、2018年2月には欧州委員会から制裁金3,910万ユーロを支払うことを内容とする決定を受けました。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	19,675百万円
	営業費用	230,461百万円
営業取引以外の取引高		36,034百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	642,226株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,406百万円
賞与引当金	167百万円
特別修繕引当金	156百万円
投資有価証券等評価損	11,895百万円
退職給付引当金	164百万円
減損損失	500百万円
備船解約金	64百万円
海運業未払金自己否認額	1,907百万円
税務上の繰延資産	1,893百万円
事業再編関連損失引当金	6,816百万円
繰越欠損金	51,654百万円
繰越直接税額控除	2,491百万円
その他	388百万円
繰延税金資産 小計	82,507百万円
評価性引当額	△74,539百万円
繰延税金資産 合計	7,968百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△151百万円
留保金課税	△841百万円
繰延ヘッジ利益	△4,335百万円
その他有価証券評価差額金	△2,562百万円
その他	△1,045百万円
繰延税金負債 合計	△8,937百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△968百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

- リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置の一部については、所有権移転外
ファイナンス・リース契約により使用しています。
- オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借主側)

未経過リース料	
1年内	11,505百万円
1年超	54,121百万円
合計	65,626百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注1)	-	出資の 引受	出資の 引受(注2)	28,816百万円	-	-

(注1) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社であるオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社が、その議決権の100%を直接所有している同社の子会社であります。

(注2) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.に対する出資の引受は、出資及び増資の引受によるものです。

3. 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,031円84銭
1株当たり当期純利益	316円49銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	96,266百万円
普通株式に係る純資産額	96,266百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	642千株
損益計算書上の当期純利益	29,581百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	29,581百万円
普通株式の期中平均株式数	93,468千株

(注) 当社は、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、期末発行済株式数、期末自己株式数及び期中平均株式数を算定しています。また、第2四半期会計期間より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を、期末自己株式数及び期中平均株式数の算定上控除する自己株式に含めています。

重要な後発事象に関する注記

(持分法適用会社への追加出資)

当社は、2018年4月2日に持分法適用会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.へ当初予定していたとおり追加出資をいたしました。

1. 追加出資する持分法適用会社の概要

商号 : OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.
資本金 : (追加出資前) USD 800,000,000
(追加出資後) USD 3,000,000,000
出資比率 : 当社 31%、株式会社商船三井 31%、
日本郵船株式会社 38% (間接出資を含む)
なお、追加出資前後において出資比率に変動はありません。
所在地 : SINGAPORE
設立日 : 2017年7月7日

2. 追加出資の概要

(1) 追加出資金額 USD 2,200,000,000
(2) 追加出資後資本金 USD 3,000,000,000
(3) 追加出資実行日 2018年4月2日

当社は、2018年4月2日に当社子会社であるケイラインネクストセンチュリー合同会社(以下「KNC社」)が優先社員持分に係る出資の受入れにより調達した500億円を、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.への出資のためにKNC社より借入れています。なお、KNC社は、2018年2月28日に設立された当社子会社であり、2018年4月2日の優先社員持分に係る出資の受入れに伴い、当社の特定子会社となっています。

3. 優先社員持分に係る出資を受入れた会社の概要

(1) 会社の概要

名称 : ケイラインネクストセンチュリー合同会社
設立の目的・事業の内容 : 優先社員持分に係る出資の受入れ及び当社への貸付
資本金 : 10万円

(2) 出資の金額及び持分比率

普通出資 : 10万円 持分比率 当社 100%
優先出資 : 500億円 持分比率 当社以外 100% 議決権なし

(3) 優先社員持分に係る出資の概要

受入会社 : ケイラインネクストセンチュリー合同会社
受入総額 : 500億円
受入年月日 : 2018年4月2日
配当概要 : 累積型・固定配当
償還期限 : 2023年4月2日
備考 : 本優先出資持分保有者に対する支払いに関し、
最終的に当社が負担する義務を有する。